## 事務局長専決規程

- 第1条 この規程は、理事長の専決に委ねる軽易な事項の範囲内において、事務能率の向上を 図るため、事務局長の専決し得る事務を規定する。
  - (1) 職員に大阪府内ならびに京都市内(京都市以西の近隣地を含む)への日帰り出張を命ずること
  - (2) 職員に時間外勤務および休日勤務を命ずること
  - (3) 規程に定められた、休暇の承認ならびに職員の遅参・早退・外出等服務に関すること
  - (4) 事務執行で、定例的かつ軽易なものの企画・調整および処理に関すること
  - (5) 軽易な通知・照会・依頼その他文書の受発に関すること
  - (6) 軽易な各種証明に関すること
  - (7) 各種台帳・帳簿等の閲覧の許可に関すること
  - (8) 軽易な調査・検査等に関すること
  - (9) 予定価格1件20万円未満の、事務用備品・消耗品の購入ならびに写真・図面等の発注 および燃料の購入に関すること
  - (10) 予算に定められた、定例的な補助金・負担金・委託金等の申請に関すること
  - (11) 事務・事業の執行上において、必要が生じた関係者の招致に関すること
  - (12) 日誌・行事予定に関すること
  - (13) その他、理事長が認めた事務執行に関すること

## 附 則

1. この規程は、昭和46年 9月 1日より施行する。

## 附即

1. この変更規程は、昭和63年 4月 1日より施行する。

## 附 則

1. この変更規程は、平成20年 4月 1日より施行する。